

令和 8 年度上天草市水産業省エネ投資緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰により、経営が圧迫されている漁業者が燃料消費削減のために行っている船底塗料やエンジンオイルの購入に要する経費の一部を支援することを目的に、予算の範囲内で令和 8 年度上天草市水産業省エネ投資緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、上天草市補助金等交付規則（平成 1 6 年上天草市規則第 3 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 漁業者

漁業又は養殖業を営む個人又は法人をいう。

(2) 放置船等

上天草市内の漁港、港湾及び海岸において令和 4 年度に実施された熊本県放置船実態調査で放置船等として把握した船舶並びにこれと同様の状態にあると市長が認める船舶をいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内を管轄する各漁業協同組合（以下「各漁協」という。）で管理する漁船原簿に登録している漁船保有者（漁業者）とし、各漁協を通じて補助金等を申請するものとする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日までに漁業者が漁船の燃費向上のため要した経費（別表 1）のとおりとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額とし、別表 2 のとおり上限を定める。ただし、千円未満の端数は切捨てとする。

2 事業推進費は各漁協を対象とし、別表 3 のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする漁業者（以下「申請者」という。）は、各漁協を通じて、令和8年度上天草市水産業省エネ投資緊急支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和9年1月31日までに市長に提出するものとする。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 補助金額算出表（様式第3号）
- (3) 補助対象者一覧表（様式第3号別紙）
- (4) 納品書、領収書等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出された場合において、その内容が適正であるかを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、令和8年度上天草市水産業省エネ投資緊急支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は前条の規定による交付決定通知を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、令和8年度上天草市水産業省エネ投資緊急支援事業補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第6号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令

和 8 年度上天草市水産業省エネ投資緊急支援事業補助金交付確定通知書（様式第 7 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 10 条 前条の規定による交付確定通知を受けた補助事業者は、令和 8 年度上天草市水産業省エネ投資緊急支援事業補助金交付請求書（様式第 8 号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、第 7 条第 2 項の規定による補助金の交付の決定の通知をした後において、補助金の全部又は一部を概算により交付することができる。この場合において、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和 8 年度上天草市水産業省エネ投資緊急支援事業補助金概算交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出するものとする。

（書類の整備及び保管）

第 11 条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保管しなければならない。

（補助金の返還）

第 12 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が返還の必要があると認めたとき。

（交付申請等の委任）

第 13 条 補助金の交付申請、請求及び受領に関する事務については、各漁協が補助事業者から権限の委任を受けて一括して行うことができる。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 9 月 30 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、第11条、第12条及び第14条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。